

No	質問	回答
1	「資格情報のお知らせ」通知の趣旨は何か。	<p>加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。</p> <p>ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。<b>「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。</b></p> <p>医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくことを推奨します。</p> <p>今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。</p>
2	一部の家族のお知らせが表示されないのをご確認ください。	<p><b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）時点</b>に加入している家族、且つマイナンバーの確認ができていない方を対象に通知を掲載しています。</p> <p>当組合では、現在マイナンバー法等に則り、氏名・かな・生年月日・性別・住所を利用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より収集しております。</p> <p>事業主（会社）からのデータも受領しております。</p> <p>①別の健康保険に加入している ②事業主（会社）にマイナンバーを提出していない ③事業主（会社）にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ④<b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）以降</b>に扶養増の手続きをした</p> <p>等の場合はお知らせの掲載対象者ではありません。</p> <p><b>※マイナンバーを提出していない場合や、マイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない場合は、後日当組合よりマイナンバーの提出依頼をさせていただきます。※</b></p>
3	退職して他の健康保険組合に加入しましたが、貴組合からの通知メールが届きました。何か手続きが必要でしょうか。	<p><b>2024年10月1日（データ出力）時点</b>の加入者に対し通知書を掲載しています。特に手続きの必要はありませんのでご安心ください。</p>
4	先日扶養を外す手続きをした家族の分のお知らせが表示された。扶養から外れた対象者の分も確認をして報告する必要があるのか。	<p><b>2024年10月1日（データ出力）時点</b>の加入者に対し通知書を発行しています。その後扶養削除の手続きを行い、手続きが完了している場合は特に手続きの必要はありませんのでご安心ください。</p>
5	先日扶養に入れた家族の分のお知らせが表示されない。別途同じお知らせが表示されると思っています。	<p><b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）時点</b>に加入している家族、且つマイナンバーの確認ができていない方を対象に通知を掲載しています。</p> <p>当組合では、現在マイナンバー法等に則り、氏名・かな・生年月日・性別・住所を利用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より収集しております。</p> <p>事業主（会社）からのデータも受領しております。</p> <p>①事業主（会社）にマイナンバーを提出していない ②事業主（会社）にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ③<b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）以降</b>に扶養増の手続きをした</p> <p>等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。</p> <p>③の場合、今回の通知の対象外となりますので、同じお知らせは表示されません。12月2日以降に個人番号下四桁の内容を含まない「資格情報のお知らせ」という通知書を順次対応予定です。</p> <p><b>※マイナンバーを提出していない場合や、マイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない場合は、後日当組合よりマイナンバーの提出依頼をさせていただきます。※</b></p>
6	記載情報に誤りがないことを確認したらこのお知らせは廃棄してよいのか。	<p><b>「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。</b></p> <p>医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくことを推奨します。</p> <p>今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。</p>
7	マイナポータルにアクセスし資格情報が確認できたらこのお知らせは廃棄してよいのか。	<p><b>「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。</b></p> <p>医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくことを推奨します。</p> <p>今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。</p>

No	質問	回答
8	なぜマイナンバーのお知らせがされるのか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。
9	回りの人にはこのお知らせが表示されているのに自分に表示されないのはなぜか。	<b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）時点</b> に加入している、且つマイナンバーの確認ができていない方を対象に通知を掲載しています。当組合では、現在マイナンバー法等に則り、氏名・かな・生年月日・性別・住所を利用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より収集しております。事業主（会社）からのデータも受領しております。  ①事業主（会社）にマイナンバーを提出していない ②事業主（会社）にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ③ <b>2024年10月1日（通知用データ取込み日）以降</b> に加入した等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。  ※マイナンバーを提出していない場合や、マイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない場合は、後日当組合よりマイナンバーの提出依頼をさせていただきます。※
10	誤ってお知らせを捨ててしまったが再発行してもらえるか。	マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、そちらでご確認いただくことが可能です。再発行はおこなっておりません。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、2024年12月2日以降「資格確認書」をお送りいたします。
11	医療機関に行くときは、保険証とこのお知らせを一緒に持っていかなくてはいけないのか。	現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能です。保険証を使用した医療機関受診は2025年12月1日までとなり、2025年12月2日以降はマイナンバーカードのみ、医療機関の受診が可能となります。マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくことを推奨します。
12	今の保険証はいつまで使えるのか。	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です。 ※有効期限が2025（令和7）年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。
13	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。	マイナンバーカードを使って医療機関等に受診した際に、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。
14	全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5年4月1日より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、順次導入が進んでおります。厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています。また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示されておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

No	質問	回答																									
15	マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担はどのようになりますか。	<p>マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合には、医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、下表のとおり診療報酬の加算（医療情報・システム基盤整備体制充実加算）の窓口負担が低くなります。</p> <p>この場合、薬剤情報などの提供について同意していただくことが必要です。同意がない場合には、従来の保険証で受診した際と同じ負担となります。</p> <p>※再診での算定は1月に1回、調剤での算定は6月に1回</p> <p>※「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は、オンライン資格確認を導入した医療機関であって、患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う医療機関が算定できる加算であり、これらの医療機関においては、患者にとって医療の質が向上することを評価しているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和5年4～12月</th> <th>令和6年1月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初診</td> <td>マイナンバーカードを利用しない</td> <td>18円</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードを利用する</td> <td>6円</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再診</td> <td>マイナンバーカードを利用しない</td> <td>6円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードを利用する</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調剤</td> <td>マイナンバーカードを利用しない</td> <td>12円</td> <td>9円</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードを利用する</td> <td>3円</td> <td>3円</td> </tr> </tbody> </table>			令和5年4～12月	令和6年1月～	初診	マイナンバーカードを利用しない	18円	12円	マイナンバーカードを利用する	6円	6円	再診	マイナンバーカードを利用しない	6円	0円	マイナンバーカードを利用する	0円	0円	調剤	マイナンバーカードを利用しない	12円	9円	マイナンバーカードを利用する	3円	3円
		令和5年4～12月	令和6年1月～																								
初診	マイナンバーカードを利用しない	18円	12円																								
	マイナンバーカードを利用する	6円	6円																								
再診	マイナンバーカードを利用しない	6円	0円																								
	マイナンバーカードを利用する	0円	0円																								
調剤	マイナンバーカードを利用しない	12円	9円																								
	マイナンバーカードを利用する	3円	3円																								
16	医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。	<p>◎マイナンバーカードの場合</p> <p>受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口を設置されたカードリーダー（※1）に置きます。</p> <p>「顔認証付きカードリーダー」の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影した顔を比較（※2））又は</li> <li>・患者が4桁の暗証番号を入力（※3）</li> </ul> <p>により、本人確認を行います（窓口職員の目視も可）。</p> <p>※1 マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー          ※2 撮影した顔画像は保存されず、即時削除されます。          ※3 顔認証付きカードリーダーの画面は、横からのぞき見されることを防止する対策をしております。</p> <p>（参考）「汎用カードリーダー」の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者が4桁の暗証番号を入力 又は</li> <li>・窓口職員の目視により本人確認を行います。</li> </ul> <p>◎健康保険証の場合</p> <p>従来どおり、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。</p>																									
17	医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能ですか。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されますか。	<p>マイナンバーカードによる資格確認を行った際、保険請求の実施に必要な範囲内で、患者本人の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された患者の氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的に医療機関・薬局の職員が患者のマイナンバーカードを預かることやその表面をコピーして保管することは差し支えありません。</p> <p>このとき、医療機関・薬局の職員が、意図せずにマイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを見てしまうことは、法令上問題になりませんが、マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、裏面のコピーを取ったりすることはできません。</p> <p>なお、マイナンバーカードの表面を確認する場面としては、具体的に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施した際、氏名・住所等に旧字等が含まれているため、黒丸「●」で表示され、正確な表記を確認する場合</li> <li>・何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認やその他の方法による資格情報の確認を行うことができず、患者から被保険者資格申立書の提出を受け、マイナンバーカードの表面の情報を把握する必要がある場合</li> <li>・暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがあり、マイナンバーカードの表面の写真を確認する場合等が想定されます。</li> </ul> <p>※上記の取扱いについては、デジタル庁と協議済みです。</p>																									
18	顔認証付きカードリーダーで写真は撮られますか。また、その写真は保存されますか。	<p>顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーがご本人様の顔を撮影します。ただし、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除され、顔画像のデータが保存されることはありません。</p>																									
19	マイナンバーカードで医療機関を受診する場合、窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証（健康保険被保険者証）</li> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> <li>・高齢受給者証</li> </ul> <p>等の持参が不要となります。</p>																									

No	質問	回答
20	マイナンバーカードを毎回持参する必要がありますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、毎回、医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーで本人確認を行っていただくようお願いいたします。その際、健康・医療情報の提供に同意いただけた場合、その医療機関・薬局の医師等があなたの健康・医療情報を活用することで、より良い医療を受けることも可能です。なお、健康・医療情報の提供は、同意をいただけた医療機関・薬局に限られ、システム上、24時間で閲覧できなくなります。
21	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。
22	利用者証明用電子証明書とは何ですか。	利用者証明用電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する電子証明書です。 （例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付等） 「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。
23	マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでもいいですか。	2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了となり、原則現在お持ちの保険証は2025年12月2日以降（※）使用できなくなります。様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。 マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」を交付します。そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。  ※有効期限が2025（令和7）年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。
24	マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、健康保険証としては利用できますか。	医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証付きカードリーダーで顔認証等で本人確認が可能ですので、健康保険証として利用いただくことは可能です。ただし、そのほかのマイナンバーカードの機能が使用できない場合がありますので、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の暗証番号）の再設定を行ってください。
25	マイナンバーカードの利用者用電子証明書の有効期限が5日を切っても、健康保険証として利用できますか。	利用できます。ただし、有効期限が5日を切ると健康保険証利用の申込ができなくなります。
26	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか。	転職等により医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。事業主から保険者への届出は5日以内とされており、また、今般新たに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにしていますが、現在、新しい保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要すると同様に、データ登録までには一定の期間を要するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。 また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、保険者において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。  ※資格情報が「資格（無効）」「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従前どおり紙の処方箋により対応いただくようお願いいたします。
27	マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができているか確認する方法はありますか。	マイナポータルの「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」で確認ができます。 （ <a href="https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus">https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus</a> ） 登録が完了した場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。 なお、保険者があなたの保険資格情報をシステムに登録していない等の理由で、利用登録が完了できない場合は、「あなたの有効な保険資格情報がないため、正常に処理できませんでした。会社等にお勤めの方はお勤め先へそれ以外の方はお住いの市区町村へお問合せください。」と表示されます。利用登録の申込みを行っても、利用登録処理が完了していない場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。 保険者があなたの資格情報をシステムに登録するためには、マイナンバーや住民票に記載されている漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所を提出いただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。 ご自身の健康保険証情報が正しく登録されているかは、マイナポータルの「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」からご確認できます。
28	マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。	紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1から2か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市区町村の窓口で申請をすれば、長くて10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。  それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。  一時的な利用を目的として、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」を交付可能です。そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができますので、必要に応じて健康保険組合へご連絡ください。

No	質問	回答
29	マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。	<p>今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。</p> <p>持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、一時利用停止を24時間365日フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。</p> <p>なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。</p>
30	マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。	<p>マイナンバーが他人に見られたり漏れたりしたとしても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。しかし、個人のブログやSNSなどでご自身のマイナンバーを公表するといったことは第三者へのマイナンバーの「提供」にあたる恐れがあり、法律違反になる可能性もありますので、控えるようお願いします。</p>
31	マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。	<p>マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。</p> <p>マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。</p> <p>落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっておりますので、ご安心ください。</p>
32	マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。	<p>マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続を行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。</p> <p>ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっております。</p> <p>業務上の必要があって、行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを通じてあなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。</p>